

ボランティアセンター設置に関する実施要領

1 目的

ボランティア活動を推進するため全市的にネットワークを広げ、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民ニーズを積極的に開拓するとともに活動にあたっての必要な援助を行い、ボランティア組織間のコーディネート機能の充実を図る。

また、本所、支所間の連携を密にしながら事業の実施を通して幅広く社協活動を住民に理解してもらい、地域福祉活動の推進に寄与するものとする。

2 事業内容

(1) ボランティア情報の提供

地域のボランティア団体等の活動状況について、具体的な情報を広く市民に提供するとともに、ボランティア活動に気軽に参加・依頼できるよう環境を整備し、情報誌やホームページ等で広く周知する。

(2) 相談、登録あっせん事業

ボランティア活動に参加意欲のある人を登録し、ボランティアを必要とする人、受け入れを希望する社会福祉施設等へあっせんができるよう、登録あっせんのための相談コーナーを設置する。

(3) ボランティア講座開催事業

地域ニーズの実態等を踏まえ、入門講座、分野別講座等のボランティア講座を開催する。

(4) 福祉教育の推進

児童・生徒を対象に福祉活動を正しく理解してもらうため、体験学習プログラムを作成し、小・中・高校または各種施設において出張型の福祉教育を推進する。

(5) その他必要な事業

3 職員の配置

本事業の実施に当たっては、ボランティアコーディネーターを本所に置く。

4 その他

事業の効果的推進を図るため、行政、社会福祉施設、関係機関、地域の企業等との連携を密にする。